

令和5年3月遠野市議会定例会

遠野市教育行政推進の基本方針

令和5年2月21日

遠野市教育委員会



令和5年3月遠野市議会定例会の開会に当たり、令和5年度の「遠野市教育行政推進の基本方針」について申し述べます。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが不透明な中、感染対策を行いながら、子どもたちの学びを止めない体制を維持するため、学校、家庭、地域、関係機関等が連携・協力し、教育活動を継続してまいりました。

社会が大きく変化し、将来の変化を予測することが困難な時代を迎えるにあたり、遠野市の未来を担う子どもたちのために、本市の教育振興基本計画に掲げる基本理念「ふるさとの文化を生かし『夢』と『誇り』を育む学びのまちづくり」の下、本市の学校教育目標である「知・徳・体のバランスのとれた人間形成」の実現を目指し、子どもたちの豊かな成長を支えていくことが重要であると認識しております。

このような背景を踏まえ、令和5年度の主要な施策の概要について、「遠野市総合計画後期基本計画」大綱4「ふるさとの文化を育むまちづくり」及び「遠野市教育振興基本計画」に沿って申し上げます。

大綱4、政策の第1は「ふるさと教育の推進」、第2は「生涯学習の推進」、そして第3は「ふるさとの文化の継承・創造」であります。

政策の第1「ふるさと教育の推進」については、「就学前教育の充実」と「学校教育の充実」の2つの施策に取り組んでまいります。

まず施策の1つ目、「就学前教育の充実」についてであります。

幼児期は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成と生きる力の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、生活や遊びを通じて人との関わりを大切にし、健康な体づくりや探求心、コミュニケーション能力などを育む教育を推進してまいります。

保育園、幼稚園及び認定こども園と家庭との緊密な連携の下、学校教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、地域性豊かな教育と保育を計画的に推進してまいります。

また、特別な支援を必要とする子どもとその家庭への支援として、「療育教室」、「幼児ことばの教室」、「臨床心理士による出張心理相談」等の療育支援事業を実施するとともに、小学校への円滑な就学支援についても、関係機関等との連携を強化し取り組んでまいります。

次に施策の2つ目、「学校教育の充実」については、4つの方針に沿って進めてまいります。

方針の1つ目、「教育内容の充実」についてであります。5つの重点を掲げ、本市の学校教育目標達成に向けて取り組んでまいります。

重点の1つ目は「学校経営の質的向上」であります。

学校が保護者や地域の信頼に応え、子どもの健やかな成長を図っていくためには、校長のリーダーシップの下、それぞれの学校で定めている「めざす児童生徒の姿」を家庭・地域と共有し、「生きる力」を育むために協働していくことが肝要であります。

地域に開かれた教育課程の実現を目指し、学校運営協議会及び学校部会による基本方針の承認・実践・評価・改善のサイクルを通じて、地域と共にある学校経営の質的向上を図ってまいります。

また、地域人材及び地域資源を教育活動に積極的に取り入れることにより、地域の特色を生かした魅力ある学校づくりの実現に努めてまいります。

さらに、「遠野市立学校教職員働き方改革プラン」に基づき、ICT

の効果的な活用も進めながら、教職員の働き方改革を実践し、児童生徒と向き合う時間を確保するなど、必要な改革を推進してまいります。

重点の2つ目は「確かな学力の育成」であります。

学習指導要領では、義務教育9年間の学びの連続性、系統性のある学習指導を通じて、各教科の知識・技能を習得させるとともに、思考力・判断力・表現力及び学びに向かう力を育むことが求められております。

各中学校区の小中学校が連携して授業改善を図るという第2次学力向上の取組は、令和4年度で後期3年目となり最終年を迎えております。令和5年度においても、学力検査等の分析や日常における的確な実態把握により、学校規模や習熟度に応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、ICT環境を利用したオンライン交流学习、AIドリル等を利用した個別学習や家庭学習の習慣化を図るため、指導の工夫に努めてまいります。

また、市教育研究所主催の各種事業・研修会を通じて、教職員の指導力及び授業力の向上を図り、「令和の日本型学校教育」を実現できる人材の育成にも努めてまいります。

令和5年度の新たな施策として、児童生徒の学力向上や学習習慣の定着を図るため、学習ボランティア等の活用による小学校の「放課後学習教室」、中学校の学習支援に向けた事業の企画など、授業以外の学習サポートの実施を検討してまいります。

加えて、遠野高等学校と遠野緑峰高等学校の生徒一人ひとりの進路選択と未来の可能性をさらに広げ、支援するための、高校生を対象とした「学習支援センター」の開設に向けて、調査及び研究を実施いたします。

グローバル人材の育成については、実用英語技能検定を活用した英語

力向上事業の推進、児童生徒が生きた英語に触れる機会を保障するための外国語指導助手の中学校区配置、小学校英語専科教員の配置を実施し、重層的な指導体制の下、英語によるコミュニケーション能力の育成に努めてまいります。

重点の3つ目は「豊かな人間性の育成」であります。

「遠野市わらすっこ条例」に掲げる理念の下、一人ひとり互いの良さを認め合える学校、学級づくりに努めるとともに、いじめや偏見、差別の無い社会実現のための人権教育の推進、また、道徳教育や復興教育を中心とした自他の生命を大切にする心の育成などを基軸とし、学校行事における体験活動など、あらゆる教育活動を通じて豊かな心を育む教育を推進してまいります。

また、市内の小中学校は、児童生徒数が減少しており、市内の半数以上の小学校が複式学級を有しています。小規模校ならではの、きめ細かな指導や異学年での学び、近隣学校との交流授業を通し、他者への思いやりの心や畏敬の念の醸成を図り、心豊かな児童生徒の育成に努めてまいります。

発達段階に応じたキャリア教育の充実のため、「遠野市キャリア・サポート」を効果的に活用し、小学校から高等学校までをつなぎ、子どもの成長にそった体系的、系統的な「ふるさと教育」を、地域の協力を得ながら進めてまいります。

児童生徒交流においては、児童生徒が歴史的つながりを肌で感じ、郷土の歴史や文化、自然の良さを学ぶ機会となるよう八戸市、大府市、福崎町、西米良村との児童生徒交流の受入及び派遣事業に取り組んでまいります。

令和4年8月に改訂された「新生徒指導提要」により、積極的な生徒

指導の充実と発達支援的な生徒指導に取り組んでいくことが大切であるとされました。

いじめや不登校など生徒指導上の諸課題については、未然防止、早期発見、早期対応が最も重要であると言われていています。各学校における教育相談体制の強化及び教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の積極的な活用を促しながら、児童生徒個々の置かれている状況や抱えている問題、悩みなどに応じて適切に対応してまいります。

不登校への対応については、市役所東館庁舎に設置している適応指導教室に加えて、東中学校区及び西中学校区にジョイントスクールの設置を検討し、専任相談員による通級児童生徒のニーズに応じた学習支援の充実や通級児童生徒の段階的な学校復帰や進路実現に向けた支援に取り組んでまいります。

重点の4つ目は「健やかな体の育成」であります。

健やかな体の育成につきましては、学校及び家庭の協力を得て新型コロナウイルス感染症対策の徹底を継続するとともに、児童生徒の健康の保持増進と体力向上の推進に努めてまいります。

生活習慣病予防においては、各種検診の実施による疾病の早期発見や望ましい生活習慣を目指し、肥満の予防、う歯罹患者率改善に向けた学校保健活動を支援するとともに、遠野市学校保健会と連携しながら、児童生徒の健康づくりを推進してまいります。

体力向上については、日常の授業を通じた体力・運動能力の向上や、一日60分以上の運動やスポーツに親しむことを目標として各学校で実施している業間運動等の取組を継続し、児童生徒の日常的な運動の機会を確保してまいります。

部活動については、「遠野市における部活動の基本方針」に基づき、部活動の果たす機能を大切にしながら、心身の健全な発達に資する活動となるよう支援するとともに、令和4年11月に発足した「遠野市部活動検討委員会」により、子どもたちのスポーツ・文化活動の機会を確保しつつ、教員の負担軽減を図りながら実現できる部活動の地域移行のあり方を検討してまいります。

近年のスポーツにおける本市児童生徒の活躍は目覚ましく、多くの市民に感動を与え、後に続く子どもたちの夢や目標となっていくことから、今後も関係団体と連携した技術指導を実施し、児童生徒の競技力の向上を積極的に支援してまいります。

重点の5つ目は「特別支援教育の充実」であります。

特別支援教育については、インクルーシブ教育の理念に基づき合理的配慮が必要な子どもたちやその発達特性について、就学前からの把握に努めるとともに、保護者との合意形成を大切にされた教育相談の充実を図り、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた教育の場を提供し、自立や社会参加に向けた教育を進められるよう指導や支援を行ってまいります。

特別な支援を必要とする幼児児童生徒への早期から一貫性のある指導・支援を行うため、家庭、医療、福祉等との一層の連携を図るとともに、就学前から高等学校卒業まで、切れ目ない支援の充実を図ってまいります。

また、専門家による発達相談に係る訪問指導や通常学級に在籍する個別の支援が必要な児童生徒をサポートする特別支援教育支援員を配置するなど、児童生徒個々のニーズに応じたよりきめ細かな支援を行ってまいります。

「聴覚に障がい」がある児童の学習環境の充実を図るため、聴覚をサ



ポートする入出力支援システム等、ICTを活用した授業支援を進めるとともに、「言葉に障がい」がある児童への発音指導等による改善を図るため、ことばの教室設置校での指導及び専任の講師による巡回指導を継続してまいります。

さらに、病気等の理由によりやむを得ず登校できない児童生徒に対し、一人一台端末を利用したオンライン授業を行うなど、ICTを活用した学習支援の充実を図ることで、全ての児童生徒の学びの保障に努めてまいります。

方針の2つ目、「教育環境の充実」についてであります。

学校施設については、「遠野市学校施設長寿命化計画」に基づき計画的に施設改修を進めるとともに、児童生徒の安全を確保するため、学校施設点検を定期的に行いながら、施設の修繕や危険な樹木の伐採等を実施してまいります。

また、老朽化した学習机及び椅子の更新を計画的に進め、児童生徒が木の温もりに直接触れ、森林資源の利活用や環境保全の理解を深める学習の機会として活用してまいります。

通学対策については、児童生徒の通学時の安全を確保するため、関係機関等との連携による通学路合同点検結果に基づき、必要な安全対策を講じるとともに、登下校時における見守りの一層の強化を図ってまいります。

また、老朽化したスクールバスを順次更新し、車両の安全性を確保するとともに、昨今、問題となっている送迎用バスへの児童の置き去り事故等が発生しないよう安全運行の徹底に努めてまいります。

台風や大雪などの自然災害等においては、防災関係機関と連携の上、

タイムラインに基づいた休校措置や登下校における安全対策等の措置を講じるとともに、学校や保護者等への適切な情報提供に努め、児童生徒の安全確保に万全を期してまいります。

経済的な理由により学びを止めないための支援としては、就学援助制度により学用品費やクラブ活動費などの支給を継続するとともに、オンライン学習に係る費用を定額給付とし、保護者の経済的負担の軽減に努めてまいります。

また、奨学金制度については、引き続き、経済的事由により修学が困難である優秀な学生への学資の貸与に努め、より一層活用される制度となるよう検証を進めてまいります。

方針の3つ目、「学校給食の充実」についてであります。

学校給食については、学校給食衛生管理基準を遵守し、食材納入業者や調理・配送業者及び各学校との連携を密にし、安全・安心で栄養バランスの取れた「おいしい給食」を提供し、心身の健全な発達に努めてまいります。

また、遠野市産直連絡協議会等の協力の下、季節に応じた遠野産の食材を積極的に給食メニューに取り入れ、地産地消を進めてまいります。

「生きる力」を育む食育の推進を図るため、栄養教諭との連携により、学校を訪問して成長期にある児童生徒に食に関する正しい理解と適切な判断力を養う授業を実施するとともに、郷土の食文化や地域の農産物への理解を深め、生産者や学校給食に関わる人たちへの感謝の心を育む「交流すまいる給食」を実施してまいります。

方針の4つ目、「学校と家庭、地域との連携の充実」についてであります。

令和4年度は、学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールの充実を図るため、試行の年として取り組んでまいりました。令和5年度は、地域の人材や資源を活かしたふるさと教育の充実やこれまでの学校と地域の連携を基盤とした子どもを育む取組の推進、エリアコーディネーターによる学校と地域の新たなつながりの創出をさらに進めてまいります。

また、学校運営協議会制度の幅広い理解の推進と、地域運営組織の教育部会や地域教育協議会を始めとした地域の既存団体との連携及び協働体制の強化に向け、コミュニケーションを図りながら取組を進めてまいります。

政策の第2、「生涯学習の推進」については、「社会教育の充実」と「芸術文化活動の推進」の2つの施策に取り組んでまいります。

まず施策の1つ目、「社会教育の充実」については、4つの方針に沿って進めてまいります。

方針の1つ目、「家庭や地域教育の充実」であります。

地域の人材や資源を活かした社会教育講座の開催など、「集い、楽しみながら学ぶとともに、行動し、変えていく」といった「人づくり」の取組を推進し、地域課題の解決と、地域における教育力の向上に努めてまいります。

また、「情報メディアとの上手な付き合い方」や「家庭でのコミュニケーション」など、家庭教育の課題に即した「家庭教育ゼミナール」を開催し、家庭における教育力の向上に努めてまいります。

さらに、児童生徒の学習内容の定着を図るため、遠野市PTA連合会と連携協力し、家庭学習の質と量の向上を目指してまいります。

方針の2つ目、「成人教育の充実」であります。

生涯学習の理念に基づき、社会教育に関係する団体や趣味のサークルの情報、知識を有する講師の情報を発信するとともに、市民のニーズに応じた講座をはじめとし、生涯にわたって学び続けることの楽しさを育むことができるよう、関係機関との連携・協働の下、取組を進めてまいります。

方針の3つ目、「高齢者教育の充実」であります。

人生100年時代と言われる中、高齢者が生きがいを感じ、活力ある生活を送れるよう、年代等に配慮した学習活動の推進を図るとともに、高齢者が持つ幅広い経験や知識、技能を次世代の人づくりに活かせるよう支援してまいります。

方針の4つ目、「青少年の健全育成と活躍推進」であります。

子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、地域や関係機関と連携を図りながら、青少年の非行防止と健全育成活動に取り組んでまいります。

また、従来の郷土学習の取組に加え、海外の文化や語学に触れる機会を設けるなど、将来、国際的に活躍できるグローバルな人材育成プログラムを構築してまいります。

次に施策の2つ目、「芸術文化活動の推進」についてであります。

子どもたちの創造性やコミュニケーション能力などを育むため、国や県、さらには市内の文化芸術関係団体と連携して、小中学生を対象に「青少年劇場」「いわて芸術家派遣事業」など、優れた芸術に接する機会を提供してまいります。

政策の第3、「ふるさとの文化の継承・創造」については、「文化的資料の保存と活用」、「文化財の保護」、「歴史の継承と人づくり」の3つの施策に取り組んでまいります。

まず施策の1つ目、「文化的資料の保存と活用」については、2つの方針に沿って進めてまいります。

方針の1つ目、「博物館活動の推進」であります。

『遠野物語』や遠野の歴史・文化をテーマとした特別展・企画展を開催し、「遠野物語」の理解を深める学習機会を提供するとともに、遠野まちなか・ドキ・土器館においては、小中学生の郷土学習や、市民・観光客の学習交流施設としての役割を果たしてまいります。

また、市内の児童生徒向けに出前授業や展示解説を行う博物館教室を通年で開催し、学校との連携に努めてまいります。

方針の2つ目、「図書館活動の推進」であります。

「第4次遠野市子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもたちの読書に親しむ機会の推進を図るため、効率的な移動図書館車の運行、小中学校・児童館・福祉施設等への積極的な図書貸出を行うとともに、本に関する企画展、図書館教室及び児童向けの映画会を開催し、更なる読書の普及と利用しやすい図書館を目指してまいります。

次に施策の2つ目、「文化財の保護」については、3つの方針に沿って進めてまいります。

方針の1つ目、「文化財調査・保護」であります。

文化財の調査や記録、修理及び修繕については、継続的に取り組むとともに、市民協働による文化財の継承活動をより一層推進してまいります。

す。

特にも、令和4年12月に国史跡指定の答申を受けた「鍋倉城跡」については、我が国の貴重な史跡として永久的に保護していくため、保存と活用に関する計画の策定を進めてまいります。

方針の2つ目、「郷土芸能伝承活動の推進」であります。

郷土芸能の伝承を推進するため、担い手による積極的な活動を支援し、郷土芸能団体相互の連携を強化し、発表機会を提供してまいります。

今後も、しし踊りなどの遠野の郷土芸能を継承する活動を支援するとともに、指定された無形民俗文化財の全国事例の調査を進めてまいります。

方針の3つ目、「遠野遺産の認定と保護活動の推進」であります。

地域の宝である遠野遺産を広く周知することで遠野らしい文化・風景を次世代に継承する人づくり、まちづくりに生かすよう検討してまいります。

施策の3つ目、「歴史の継承と人づくり」については、3つの方針に沿って進めてまいります。

方針の1つ目、「市史編さん事業の推進」であります。

市史編さん委員会、各専門部会は、「資料編」「通史編」「民俗編」の調査成果を活用した市民向けの市史講座等を開催しながら、遠野の歴史に理解を深める機会の提供と人づくりに努めてまいります。

方針の2つ目、「歴史や文化を継承・発信する人づくり」であります。

遠野の文化を発信する講座を開催するとともに、昔話を継承する子ども語り部の認定や「遠野語り部1000人プロジェクト」で認定された語り部の発表の機会を設け、次世代への文化伝承を担う人づくりに努めてまいります。

方針の3つ目、「本と文化と子育ての融合」であります。

「こども本の森遠野」には、全国から多くの親子連れなどが訪れています。民俗学の原点と言われている『遠野物語』が誕生したこの地で、ふるさとの歴史や文化を学び、やがて世界に羽ばたく子どもたちが育まれる場所となるよう、図書館事業と連携しながら取り組んでまいります。

以上、令和5年度の遠野市教育行政推進に関する基本方針と主要な施策の概要について、申し述べました。

「だれ一人取り残さず、一人ひとりが輝く教育」を目指し、遠野で育ち、遠野で学び、遠野で暮らしてよかったと思える教育を推進してまいります。

学校と家庭と地域と行政の4者が連携協力し、「こどもまんなか社会」を目指し総がかりで「遠野の子ども」を育ててまいります。

また、就学前から高等学校まで学びを止めない教育の推進として、学校の教育力、家庭の教育力、地域の教育力の3つの力をもって子どもの健全育成を目指してまいります。

議員各位、並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げ、令和5年度に向けた教育行政推進の基本方針といたします。